

大分県報

令和七年
号外（三〇）
三月三十一日

（月曜日）

目次

訓令 甲

大分県地方機関事務分掌規程の一部改正	一
大分県事務決裁規程の一部改正	二
委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正	四
総合情報ネットワーク運用管理規程の一部改正	六
大分県公印規程の一部改正	七
大分県文書管理規程の一部改正	七
大分県職員服務規程の一部改正	八
臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正	八
会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正	九
新型インフルエンザ等対策本部規程の一部改正	一〇
大分県庁用自動車等管理規程の一部改正	一〇

○訓令 甲

大分県訓令甲第二号

本 地方機関

大分県地方機関事務分掌規程（昭和三十一年大分県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第一条の二中「地域活力づくり総合補助金」を「地域未来創造総合補助金」に改める。
第五条中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大分県土砂等のた

令和七年三月三十一日

い積行為の規制に関する条例」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に、「給食施設指導及び栄養士」を「給食施設の指導並びに栄養士及び管理栄養士」に改める。

第六条の見出し中「室」を「支所」に改め、同条中「室に」を「支所に」に改め、同条の表中「室名」を「支所名」に改め、同表の総務・女性相談部の項第一号及び第二号中「城崎分室」を「大分支所」に改め、同項第三号中「こと」の下に「（大分支所の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同項第六号中「城崎分室」を「大分支所」に改め、同項第十七号中「室」を「支所」に改め、同表のことも保護・支援部の項第三号中「こと」の下に「（大分支所の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同表のことも相談部の項第一号から第三号までの規定中「城崎分室」を「大分支所」に改め、同表の城崎分室の項の部又は室名の欄中「城崎分室」を「大分支所」に改め、同項第一号及び第二号中「城崎分室」を「大分支所」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 児童相談関係機関との連絡会及び連絡調整に関すること（大分市に係るものに限る。）

第六条の表の城崎分室の項第三号中「城崎分室」を「大分支所」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の身分及び服務に関すること（大分支所の所掌に係る事項に限る。）
第七条の表のことも相談支援第一班の項の分掌事務の欄を次のように改める。

一 児童相談関係機関との連絡会及び連絡調整に関すること（所長が定める区域に係るものに限る。）

二 児童についての次に掲げる事務に関すること（所長が定める区域に係るものに限る。）

イ 児童の措置に関すること

ロ 児童相談に関する面接、調査判定及び指導に関すること

ハ 児童の移送に関すること

ニ 児童の医学的診断及び治療に関すること

第七条の表のことも相談支援第二班の項の分掌事務の欄を次のように改める。

一 公印の管守に関すること

二 文書の収受、発送、編集及び保存に関すること

三 職員の身分及び服務に関すること

四 庁舎の維持及び管理に関すること

五 予算の執行に関すること

大分県報号外（訓令甲）

- 六 現金、有価証券及び物品の出納命令に関すること
- 七 県有財産の維持及び管理に関すること
- 八 地区安全衛生協議会に関すること
- 九 児童相談関係機関との連絡会及び連絡調整に関すること（こども相談支援第一班の所掌に係る事項を除く。）
- 十 児童についての次に掲げる事務に関すること（こども相談支援第一班の所掌に係る事項を除く。）
 - イ 児童の措置に関すること
 - ロ 児童相談に関する面接、調査判定及び指導に関すること
 - ハ 児童の移送に関すること
 - ニ 児童の医学的診断及び治療に関すること
 - 十一 その他他の班の所掌に属しないこと

第七条の表の心理支援班の項第一項中「面接、調査判定及び」を削り、同項に次の一号を加える。

二 療育手帳に関すること（こころとからだの相談支援センターの所掌に係る事項を除く。）

第十条の二（見出しを含む。）中「及び室」を削り、同条の表中「又は室」を削り、同条の総務管理班の項第九号中「」を「及び」に改め、「及び県民活動支援室」を削り、同条の県民活動支援室の項を削る。

第十二条の表の製品開発支援担当の項を削り、同表の機械担当の項の担当名の欄中「機械担当」を「機械・デザイン担当」に改め、同項に次の十号を加える。

- 六 産業デザインに係る総括に関すること
- 七 産業デザインに係る試験研究に関すること
- 八 産業デザインに係る調査及び分析に関すること
- 九 産業デザインに係る指導及び支援に関すること
- 十 産業デザインに係る振興及び普及に関すること
- 十一 地域資源の用途開発・加工等の活用技術に係る総括に関すること
- 十二 地域資源の活用技術に係る試験研究に関すること
- 十三 地域資源の活用技術に係る調査及び分析に関すること
- 十四 地域資源の活用技術に係る指導及び支援に関すること
- 十五 地域資源の活用技術に係る振興及び普及に関すること
- 第十六条第二項の表の研究チームの項に次の一号を加える。
- 八 スマート技術やバイオテクノロジーを活用した品種・農業技術の開発に関すること

第十六条第二項の表の花きグループ研究チームの項第四号を削る。

第十九条第三項から第五項までの規定中「県営住宅等」を「県営住宅」に改め、同条第六項の表の総務課の項中第十号を第十六号とし、同号の前に次の六号を加える。

- 十 土地の等級及び価格の評定に関すること
- 十一 土地の買収に関すること
- 十二 土地の分筆に関すること
- 十三 土地所有権移転に伴う登記に関すること
- 十四 建築物、工作物、立木等の移転補償に関すること
- 十五 その他各種補償に関すること
- 第十九条第六項の表の用地課の項を削り、同条第七項、第十項及び第十一項中「県営住宅等」を「県営住宅」に改める。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項の表の衛生課の項、同条第二項の表の衛生課の項、同条第三項の表の衛生課の項、同条第四項の表の衛生課の項、同条第五項の表の衛生課の項及び同条第六項の表の衛生課の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

大分県訓令甲第三号

本 庁
地 方 機 関

大分県事務決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
第二条第十号中「総務調整監」の下に「、デジタル政策監」を、「地域保健推進監」の下に「、介護システム改革推進監」を加える。

第十条第一項の表の知事の権限に属する事務の部の振興局に置かれる事務所の款の次に次のように加える。

公文書館	館長	館長があらかじめ指定する職員		
------	----	----------------	--	--

第十条第一項の表の知事の権限に属する事務の部のこども・女性相談支援センターの款の

センター長の項中「（室長を含む。）」を削り、同款の副センター長の項中

主務課長

主務部長

主務課長

に改め、

同款の部長（室長を含む。）の項中「部長（室長を含む。）」を「課長」に、「主務課長」を「班総括（当該班の所掌に関する事務に限る。）」に改め、同款に次のように加える。

支所長	次長	主務課長
-----	----	------

別表第一の一の表の一の項の部長の欄第五号中「こと」の下に「（契約に係る設計金額が五百万円以上のものに限る。）」を加え、同欄第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 法第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定すること（契約に係る設計金額が一千万円以上のものに限る。）。

別表第一の一の表の一の項の課長、所長及び室長の欄中第九号を第十一号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 法第二百三十一条の二の三第一項の規定に基づき、指定納付受託者を指定すること（契約に係る設計金額が五百万円未満のものに限る。）。

六 法第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定すること（契約に係る設計金額が一千万円未満のものに限る。）。

別表第一の一の表の十一の項の部長の欄第十一号中「第五条第十七号」を「第五条第二十号」に改め、同項の課長、所長及び室長の欄第八号中「の閲覧又は謄写をさせる」を「を公表する」に改め、同欄第二十三号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同欄第二十四号中「第九条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同欄第二十五号中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同欄第二十六号中「第十条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同欄第二十七号中「第十条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同欄第二十八号とし、同欄第三十号中「第四十一条第三項」を「第五十九条第三項」に改め、同号を同欄第二十八号とし、同欄第三十一号中「第四十一条第四項及び第四十二条第四項」を「第五十九条第四項及び第六十条第四項」に、「第八条第四項各号」を「第十条第四項各号」に改め、同号を同欄第二十九号とし、同欄第三十二号中「第四十二条第三項」を「第六十条第三項」に改め、同号を同欄第三十号とし、同欄第三十三号中「第四十三条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同号を同欄第三十一号とし、同欄第三十四号中「第四十三条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同号を同欄第三十二号とし、同欄第三十

五号中「第四十三条第三項」を「第六十一条第三項」に改め、同号を同欄第三十三号とし、同欄第三十六号中「第五十条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同号を同欄第三十四号とし、同欄第三十七号中「第五十条第四項」を「第六十八条第四項」に改め、同号を同欄第三十五号とし、同欄第三十八号中「第五十一条第一項」を「第七十条第一項」に改め、同号を同欄第三十六号とし、同欄第三十九号を第三十七号とし、第四十号から第四十八号までを二号ずつ繰り上げ、同欄第四十九号中「閲覧所」を「場所」に改め、同号を同欄第四十七号とし、同欄第五十号中「閲覧所の」を削り、同号を同欄第四十八号とし、同表の二十七の項の部長の欄第五号及び課長、所長及び室長の欄第六号中「第二十九条の三」を「第二十九条の四」に改め、同表の三十五の項の部長の欄中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同欄に第一号として次の一号を加える。

一 規則第三十五条の二の規定に基づき、指定納付受託者と契約を締結すること（契約の設計金額が五百万円以上のものに限る。）。

別表第一の一の表の三十五の項の課長、所長及び室長の欄中第四十四号を第四十五号とし、第九号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 規則第三十五条の二の規定に基づき、指定納付受託者と契約を締結すること（契約の設計金額が五百万円未満のものに限る。）。

別表第一の一の表の三十八の項の課長、所長及び室長の欄第十号、第十三号及び第百三号中「一億円」を「二億円」に、「二千万円」を「三千万円」に改める。

別表第一の二の表の一の項の課長及び室長の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第九号中「受ける」を「受け、物品の出納及び保管を行う」に改め、同号を同欄第八号とし、同欄中第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同項の班総括の欄中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 規則第四百八条第六項の規定に基づき、棄却物品の引継ぎを受けること。

別表第一の二の表の一の項の物品出納員の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同欄第四号中「受ける」を「受け、物品の出納及び保管を行う」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第五号を同欄第四号とする。

別表第一の三の表の工事の受託の項中「一億円」を「二億円」に改める。

別表第一の五の表の工事請負費の部中「一億円」を「二億円」に改め、同表の注2中「解除は」の下に「、知事の権限に属する事務のみの決裁とし」を加え、同表の注3に後段として次のように加える。

この場合において、契約金額の減額を伴うときは知事の権限に属する事務のみの決裁

とする。

別表第一の六の表の注2中「解除は」の下に「、知事の権限に属する事務のみの決裁とし」を加え、同表の注3に後段として次のように加える。

この場合において、契約金額の減額を伴うときは知事の権限に属する事務のみの決裁とする。

別表第一の六の表の注6中「または」を「又は」に、「並びに」を「及び」に、「もの。」を「もの」に、「課長」を「班総括」に改める。

別表第一の七の表の注2に後段として次のように加える。

この場合において、返納については知事の権限に属する事務のみの決裁とする。

別表第二の一の表の三の項の地方機関の長の欄第二号及び支所分場等の長の欄第二号中「第二十九条の三」を「第二十九条の四」に改める。

別表第二の三の表のイの部の三の項のかい長の欄第五号中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加え、同欄第六号中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削り、同表のロの部の工事の受託に係る収入の原因となる契約等の締結、変更及び解除の項中「一億円」を「二億円」に改め、同表のハの部の注2中「こども・女性相談支援センター」の下に「、こころとかだの相談支援センター」を加え、同表のニの部の委託料の款の実施の決定（工事に関する試験・研究・調査・測量・設計及び換地に係るもの）の項中「二、〇〇〇万円」を「三、〇〇〇万円」に改め、同部の工事請負費の款中「一億円」を「二億円」に改め、同部の注2中「こども・女性相談支援センター」の下に「、こころとかだの相談支援センター」を加え、同部の注3中「解除は」の下に「、かい長の権限に属する事務のみの決裁とし」を加え、同部の注4に後段として次のように加える。

この場合において、契約金額の減額を伴うときはかい長の権限に属する事務のみの決裁とする。

別表第二の三の表のホの部の一の款の委託料の項中「二、〇〇〇万円」を「三、〇〇〇万円」に改め、同部の注2中「こども・女性相談支援センター」の下に「、こころとかだの相談支援センター」を加え、同部の注4中「地域活力づくり総合補助金」を「地域未来創造総合補助金」に改め、同部の注5中「解除は」の下に「、かい長の権限に属する事務のみの決裁とし」を加え、同部の注6に後段として次のように加える。

この場合において、契約金額の減額を伴うときはかい長の権限に属する事務のみの決裁とする。

別表第二の三の表のホの部の注7中「または」を「又は」に改め、同部の注10中「若しくは」を「又は」に改め、「ものを」の下に「、」を加え、「又は」を「及び」に、「も

の。」を「もの」に、「かい長」を「班総括（班を置かない場合にあつては課長）」に改め、同部の注11中「かい長」を「班総括（班を置かない場合にあつては課長）」に改める。
別表第二の四の表の一の項の出納員の欄第二十号中「受理する」を「受け、物品の出納及び保管を行う」に改め、同項の物品出納員の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同欄第四号中「受理する」を「受け、物品の出納及び保管を行う」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第五号を同欄第四号とする。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第四号

本 庁

大 分 県 教 育 庁

大分県人事委員会事務局

大分県監査委員事務局

大 分 県 警 察 本 部

大分県労働委員会事務局

大 分 県 議 会 事 務 局

大 分 県 企 業 局

大 分 県 病 院 局

委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

別表第一の四の項の警察本部長の欄中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 規則第三十五条の二の規定に基づき、指定納付受託者と契約を締結すること（契約の設計金額が五百万円以上のものに限る。）。

別表第一の四の項の課長の欄中第四十四号を第四十五号とし、第九号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 規則第三十五条の二の規定に基づき、指定納付受託者と契約を締結すること（契約の設計金額が五百万円未満のものに限る。）。

別表第一の四の項の班総括等の欄第三号及び第九号中「出納長」を「会計管理者」に改

め、同表の七の項の課長の欄第十号、第十三号及び第百三三号中「二億円」を「二億円」に、「二千万円」を「三千万円」に改める。

別表第二の一の表中

時価評価額 三〇 〇万円以上 二、〇〇 〇万円未満	時価評価額 三〇 〇万円以上 二、〇〇 〇万円未満
時価貸付料 五〇 〇万円以上 一、〇〇 〇万円未満	時価貸付料 五〇 〇万円以上 一、〇〇 〇万円未満
貸付料 五〇 〇万円以上 一、〇〇 〇万円未満	貸付料 五〇 〇万円以上 一、〇〇 〇万円未満

に改める。

別表第二の三の表の工事請負費の部の警務部長の欄中

設計金額 一億円以上 二億円未満	設計金額 一億円以上 二億円未満
------------------------	------------------------

に改め、同部の課長の欄中

「二億円未満」を「二億円未満」に改め、同表の注2中「解除は」の下に「、知事の権限に属する事務のみの決裁とし」を加え、同表の注3に後段として次のように加える。

とする。

別表第二の四の表の注2中「解除は」の下に「、知事の権限に属する事務のみの決裁とし」を加え、同表の注3に後段として次のように加える。

とする。

この場合において、契約金額の減額を伴うときは知事の権限に属する事務のみの決裁とする。

別表第二の五の表の注2に後段として次のように加える。

この場合において、返納については知事の権限に属する事務のみの決裁とする。

別表第三の一の項の警察本部長の欄第四号中「第五条第十七号」を「第五条第二十号」に改め、同項の課長の欄第八号中「の閲覧又は謄写をさせる」を「を公表する」に改め、同欄第二十二号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同欄第二十三号中「第九条第三項」を「第十一条第二項」に改め、同欄第二十四号中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同欄第二十五号中「第十条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同欄第二十六号中「第十条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同欄第二十七号及び第二十八号を削り、同欄第二十九号中「第四十一条第三項」を「第五十九条第三項」に改め、同欄第三十号中「第四十一条第四項及び第四十二条第四項」を「第五十九条第四項及び第六十条第四項」に、「第八条第四項各号」を「第十条第四項各号」に改め、同号を同欄第二十八号とし、同欄第三十一号中「第四十二条第三項」を「第六十一条第一項」に改め、同号を同欄第三十号とし、同欄第三十三号中「第四十三条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同号を同欄第三十一号とし、同欄第三十四号中「第四十三条第三項」を「第六十一条第三項」に改め、同号を同欄第三十二号とし、同欄第三十五号中「第五十条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同号を同欄第三十三号とし、同欄第三十六号中「第五十条第四項」を「第六十八条第四項」に改め、同号を同欄第三十四号とし、同欄第三十七号中「第五十一条第一項」を「第七十条第一項」に改め、同号を同欄第三十五号とし、同欄第三十八号を第三十六号とし、第三十九号から第四十六号までを二号ずつ繰り上げ、同欄第四十七号中「閲覧所」を「場所」に改め、同号を同欄第四十五号とし、同欄第四十八号中「閲覧所の」を削り、同号を同欄第四十六号とする。

別表第四の一の項の総務担当教育次長の欄第十一号中「第五条第十七号」を「第五条第二十号」に改め、同項の課長の欄第八号中「の閲覧又は謄写をさせる」を「を公表する」に改め、同欄第二十二号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同欄第二十三号中「第九条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同欄第二十四号中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同欄第二十五号中「第十条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同欄第二十六号中「第十条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同欄第二十七号及び第二十八号を削り、同欄第二十九号中「第四十一条第三項」を「第五十九条第三項」に改め、同号を同欄第二十七号とし、同欄第三十号中「第四十一条第四項及び第四十二条第四項」を「第五十九条第四項及び第六十条第四項」に、「第八条第四項各号」を「第十条第四項各号」に改め、同号を同欄第二十八号とし、同欄第三十一号中「第四十二条第三項」を「第六

十条第三項」に改め、同号を同欄第二十九号とし、同欄第三十二号中「第四十三条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同号を同欄第三十号とし、同欄第三十三号中「第四十三条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同号を同欄第三十一号とし、同欄第三十四号中「第四十三条第三項」を「第六十一条第三項」に改め、同号を同欄第三十二号とし、同欄第三十五号中「第五十条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同号を同欄第三十三号とし、同欄第三十六号中「第五十条第四項」を「第六十八条第四項」に改め、同号を同欄第三十四号とし、同欄第三十七号中「第五十一条第一項」を「第七十条第一項」に改め、同号を同欄第三十五号とし、同欄第三十八号を第三十六号とし、第三十九号から第四十五号までを二号ずつ繰り上げ、同欄第四十六号中「閲覧所」を「場所」に改め、同号を同欄第四十四号とし、同欄第四十七号中「閲覧所の」を削り、同号を同欄第四十五号とし、同表に次のように加える。

二 大分県高等学校 定時制課程及び通 信制課程修学奨励 金貸与条例（昭和 四十九年大分県条 例第五十四号。以 下この項中「条例 」という。）に 関する事務	一 条例第九条の 規定に基づき、 返還債務の履行 の猶予を決定す ること。 二 条例第十条の 規定に基づき、 返還債務の免除 を決定すること。
この項中大分県 高等学校定時制課 程及び通信制課程 修学奨励金貸与条 例施行規則（昭和 四十九年大分県規 則第七十七号）を 「規則」という。	一 条例第二条及び規則第五条の 規定に基づき、貸与を決定し、 通知すること。 二 条例第六条の規定に基づき、 貸与の取消し及び休止を決定す ること。 三 条例第七条の規定に基づき、 返還債務の免除を決定するこ と。 四 条例第十一条の規定に基づ き、延滞利息を徴収すること。 五 規則第三条の規定に基づき、 修学奨励金貸与申請書を受理す ること。 六 規則第七条の規定に基づき、 修学奨励金借用証書を受理する こと。 七 規則第八条の規定に基づき、 修学奨励金返還債務免除申請書 を受理すること。 八 規則第十条の規定に基づき、 修学奨励金返還猶予申請書を受 理すること。 九 規則第十一条の規定に基づ き、届出を受理すること。

三 大分県地域改善 対策奨学金等貸与 条例等を廃止する 条例（平成十四年 大分県条例第三十 三号。以下この項 中「廃止条例」と いう。）附則第二 項の規定によりな お従前の例により 行う貸与及び廃止 条例附則第三項の 規定によりなお従 前の例により行う 返還等に関する事 務	一 廃止条例附則 第二項及び第三 項の規定により なお従前の例に よることとされ た貸与条例第七 条及び附則第三 項の規定に基づ き、返還の債務 の免除を決定 し、通知するこ と。 二 廃止条例附則 第二項及び第三 項の規定により なお従前の例に よることとされ た貸与条例第八 条の規定に基づ き、返還の債務 の履行猶予を決 定し、通知する こと。 三 廃止条例附則 第二項及び第三 項の規定により なお従前の例に よることとされ た地域改善対策 奨学金等貸与事 業の実施要綱を 決定すること。	一 廃止条例附則第二項及び第三 項の規定によりなお従前の例に よることとされた貸与条例第九 条の規定に基づき、延滞利息を 徴収すること。 二 廃止条例附則第二項及び第三 項の規定によりなお従前の例に よることとされた規則第八条の 規定に基づき、借用証書を受理 すること。 三 廃止条例附則第二項及び第三 項の規定によりなお従前の例に よることとされた規則第十条の 規定に基づき、奨学金等返還免 除申請書を受理すること。 四 廃止条例附則第二項及び第三 項の規定によりなお従前の例に よることとされた規則第十二条 の規定に基づき、奨学金等返還 猶予申請書を受理すること。 五 廃止条例附則第二項及び第三 項の規定によりなお従前の例に よることとされた規則第十四条 の規定に基づき、届出書を受理 すること。
--	---	---

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第五号

総合情報ネットワーク運用管理規程（平成七年大分県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第二条第一号中「総務部電子自治体推進課長」を「総務部デジタル政策課長」に、「電子自治体推進課長」を「デジタル政策課長」に改める。
第三条から第十二条までの規定中「電子自治体推進課長」を「デジタル政策課長」に改める。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第六号

本庁
地方機関
各
か
い

大分県公印規程（昭和五十二年大分県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

別表第一の大分県子ども・女性相談支援センター長印の項及び大分県中央児童相談所長印の項中「大分県子ども・女性相談支援センター城崎分室長」を「大分県子ども・女性相談支援センター大分支所長」に、「大分県子ども・女性相談支援センター城崎分室専用」を「大分県子ども・女性相談支援センター大分支所専用」に改める。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第七号

本庁
地方機関

大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第七十三条の二及び第七十三条の三中「電子自治体推進課長」を「デジタル政策課長」に改める。

別表第一中

電子自治体推進課

（電推）

を

デジタル政策課

（デジ政）

に、

芸術文化振興課

（芸文振）

を

芸術文化振興課
スポーツ振興課

（芸文振）
（スポ振）

に、

国保医療課

（国医）

を

県民健康増進課

（県民健増）

に、

工業振興課
DX推進課

（工振）
（DX）

を

工業振興課

（工振）

に、

法務室
スポーツ振興室

（法務）
（スポ振）

を

法務室

（法務）

に、

令和七年三月三十一日

大分県報号外（訓令甲）

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第八号

大分県職員服務規程（昭和三十一年大分県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。
令和七年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
目次中「第五十二条」を「第五十六条」に改める。
第二十九条の三の次に次の一条を加える。
（子育て部分休暇）

第二十九条の四 職員は、条例第十三条の四に規定する子育て部分休暇を受けようとするときは、総務事務システムにより所属長に願い出るとともに、当該休暇の期間及び取得時間並びに当該休暇を必要とする事由を記入した書類を提出してその承認を受けなければならない。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第九号

第十六条の二第一項中「別表第二の六の項及び十二の項から十四の項まで」を「別表第二の五の項」に改め、「次項並びに」を削り、「六箇月以上の」を「一年以上の」に改め、同条第二項中「（別表第三の二の項に掲げる場合にあつては任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は知事部局の職に引き続き在職している期間が一年以上の臨時的任用職員に、同表の七の項に掲げる場合にあつては任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は知事部局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。）」を削り、「同表の上欄」を「別表第三の上欄」に改め、同条第三項及び第四項中

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

令和七年三月三十一日

健康増進室	（健増）	を
障害者社会参加推進室	（障社）	を
障害者社会参加推進室 協働・共助推進室	（障社） （協共）	に、
新産業振興室	（新産）	を
産業GX推進室	（産G）	に、
農業成長産業化推進室 工事技術管理室	（農成） （技管）	を
工事技術管理室 企業参入・支援室	（技管） （企参支）	に、
森林整備室 全国豊かな海づくり大会推進室	（森整） （全海推）	を
森林整備室	（森整）	に、
こども・女性相談支援センター	（こ女セ）	を
こども・女性相談支援センター こども・女性相談支援センター大分支所	（こ女セ） （こ女セ大）	に改める。
附 則		

「別表第二の六の項及び十二の項から十四の項」を「別表第二の七の項及び十三の項から十五の項」に、「別表第三の四の項」を「別表第三の三の項」に改める。
別表第二の十五の項を同表の十六の項とし、同表の十四の項を次のように改め、同項を同表の十五の項とする。

十五 臨時的任用職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。 イ 配偶者、父母、子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十条第一項第二号の表の備考二及び職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）別表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）、祖父母、孫及び配偶者の父母の看護（負傷し、又は疾病にかかったこれらの者の世話を行うことをいう。）を行う場合 ロ 義務教育終了前の子の母子保健法第十二条第一項若しくは第十三条第一項に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等への出席停止若しくは学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話を行う場合 ハ 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子の学校等の行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合	任用期間において五日（義務教育終了前の子が二人以上いる場合にあっては、十日）を超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間
--	--

別表第二の十三の項中「別表第三の五の項」を「別表第三の四の項」に改め、同項を同表の十四の項とし、同表の五の項から十二の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の四の項の次に次のように加える。

五 負傷又は疾病（公務上のものを除く。）のため任用一年目に付与された年次有給

療養する必要があるが、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
休暇の日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間

六 臨時的任用職員が、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の四第一項に規定する子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
--	-----------------------------

附則
この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第十号

本 庁
地 方 機 関
会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第十八条の六中「百分の二百十」を「百分の三百十五」に改める。
第二十五条第一項中「別表第二の六の項、十二の項及び十三の項」を「別表第二の五の項」に改め、「又は知事の事務部局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員」を削り、同条第二項中「別表第三の二の項に掲げる場合にあっては任期が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の六の項及び七の項に掲げる場合にあっては六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は知事の事務部局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の八の項」を「別表第三の七の項」に、「同表の九の項」を「同表の八の項」に改め、同条第三項及び第四項中「別表第二の六の項、十二の項及び十三の項並びに別表第三の四の項、六の項及び七の項」を「別表第二の七の項、十三の項及び十四の項並びに別表第三の三の項、五の項及び六の項」に改める。
別表第二の十四の項を同表の十五の項とし、同表の十三の項中「別表第三の五の項」を「別表第三の四の項」に改め、同項を同表の十四の項とし、同表中七の項から十二の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の六の項中「（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以

下同じ。）」を削り、同項を同表の七の項とし、同表中五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

五 負傷又は疾病（公務上のものを除く。）のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	一の年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）において、会計年度任用職員の前年度の勤務日数に応じて、別表第一の一年間の勤務日数の区分ごとに同表の継続勤務年数の部の初年度の項に掲げる日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間

別表第三中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、同表の六の項中「小学校就学の始期に達するまでの」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、同項の原因の欄中「その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話のことをいう。）又はその子の母子保健法第十二条第一項若しくは第十三条第一項に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一條に規定する健康診断若しくは予防接種の付添いのため勤務しないことが相当であると認められる場合」を「次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。」に改め、同欄に次のように加える。

イ その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話のことをいう。）を行う場合

ロ その子の母子保健法第十二条第一項若しくは第十三条第一項に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等への出席停止若しくは学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話を行う場合

ハ その子の学校等の行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合

別表第三中六の項を五の項とし、七の項から九の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

~~~~~

大分県訓令甲第十一号

知事 榎 本 樹 一 郎  
議 会 事 務 局  
教 育 庁  
人 事 委 員 会 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 会 事 務 局  
警 察 本 部  
企 業 局  
病 院 局

大分県新型コロナウイルス等対策本部規程（平成二十五年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

別表第三の総務対策部の部の電子自治体推進班の項中「電子自治体推進班」を「デジタル政策班」に改め、同表の生活環境対策部の部の循環社会推進班の項の次に次のように加える。

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 人権尊重班 | 感染者や医療関係者等に対する偏見・差別等の防止に係る啓発に関すること。 |
|-------|-------------------------------------|

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

~~~~~

大分県訓令甲第十二号

本 庁
地 方 機 関

大分県庁用自動車等管理規程（昭和四十九年大分県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第二条に次の一号を加える。

八 車両管理システム 電子計算機を利用して車両情報の記録、運行状況の報告その他車

両管理事務の処理を行うシステムで、用度管財課が管理する庁用自動車等管理システムをいう。

第六条の二第二項中「安全運転管理者等選任報告書（第一号様式）」を「車両管理システムへの登録」に改め、同条第二項中「速やかに」の下に「その変更内容を車両管理システムへの登録により」を加える。

第十一条の二第二項中「すべて」を「全て」に改め、「ともに、」の下に「遅滞なく車両管理システムの」を加え、「遅滞なく車庫長に提出しなければ」を「車庫長に報告しなければ」に改める。

第十四条第一項中「ともに、」の下に「遅滞なく車両管理システムの」を加える。

第十五条の見出し中「車両情報の記録」を「車両画像の登録」に改め、同条第一項中「に係る登録番号、購入年月日その他の車両情報を電子計算組織に記録しなければ」を「の画像を車両管理システムに登録しなければ」に改め、同条第二項中「庁用自動車等運行報告書（第八号様式）」により、「を削り、「までに」の下に「車両管理システムに記録し、」を加え、「及び関係課長に提出しなければ」を「に報告しなければ」に改める。

第十六条第二項中「庁用自動車等の継続検査（車検）受検報告書（第九号様式）」により「を」第一項の書面を車両管理システムに登録するとともに、当該書面の所要事項を記録し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 用度管財課長は、前項の規定による送付があつたときは、当該庁用自動車等に係る登録番号、購入年月日その他の車両情報を車両管理システムに記録しなければならない。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式

第八号様式及び第九号様式を次のように改める。

第8号様式及び第9号様式

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。